

資料1

検証の在り方について(考えられる意見交換の論点)

1.「裁判の迅速化」の捉え方

「審理が長い,非効率」と考えられる事件の種類

・訴訟事件,非訟事件の別,民事・刑事の別など

事件(紛争)の特徴・個性と審理期間

・事案の複雑さに関する要因(当事者,請求及び請求原因の数や態様,訴因の数等)と審理期間

・審理のプロセス(裁判手続の段階)と審理のペース

・裁判手続の開始時における紛争の成熟度(cf.民事事件と刑事事件の違い)

「審理が長い,非効率」と評価される場面

2.定点観測的な調査とクロス分析の在り方

これまで取ってきた統計資料,統計項目

(事件票...民事・刑事第一審訴訟事件の事件票参照)

(事件票のデータを使ったクロス分析の例参照)

時間的連続性を持った分析の必要性

時多様なクロス分析の方法,アイデア

3.長期化している訴訟事件,長期化傾向のある訴訟事件についての調査

迅速化法2条(第一審訴訟事件について2年を目標)

現在行っている調査

(参考)

民事 ... 医事,建築など専門訴訟についての調査

刑事 ... 審理期間が2年超の事件についての調査

調査の方法,項目についての考え方

・手続段階別の期日回数や期間を把握する方法

・事件内容を把握する方法

4.今後10年間行う検証における調査方法の在り方

第1回の検証の位置付け

・民事・刑事第一審訴訟事件を中心とする裁判手続の全体的な処理状況の把握と概括的な問題点の洗い出し

10年間のスタートとしての位置付け(試行的要素)

調査項目の設定の在り方

・1.過去のデータとの連続性を確保した事件票中心の調査と2.特定の条件ないしテーマを設定した事件調査の組合せ

・審理ペースの指標となる審理の段階に応じた期日をフォローする調査とその方法

裁判運営の基盤に関わる事項の調査

・実施の時期

・データの集め方

調査において留意すべき事項